

令和 2 年度

第 11 回 第二農地部会 定例会 議事録

令和 3 年 2 月 25 日 (木)

ユートピアくびき希望館 2 階 第 2 会議室

令和2年度 第11回第二農地部会定例会議事録

日時 令和3年2月25日(木) 午後1時30分
会場 ユートピアくびき希望館 2階 第2会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(12名)

19番 上野 栄一	5番 岸田 健	1番 小山 一成
9番 大滝 正秋	10番 滝沢 記一	17番 岩崎 欣一
18番 長瀬 一成	20番 竹原 よし子	21番 望月 博
22番 山本 誠信	24番 笠原 浩一	2番 五十嵐 隆一

(2) 農地利用最適化推進委員(17名)

(安塚区) 青田 俊一
(浦川原区) 田鹿 敏行、井部 慎一
(大島区) 高橋 三登一
(牧区) 米川 尚登、金井 薫、中川 正道
(柿崎区) 小池 孝志、宮川 武彦、長井 恒夫
(大潟区) 細谷 正夫
(頸城区) 上井 康二、大島 伸一
(吉川区) 中嶋 琢郎、常山 哲夫
(三和区) 福原 弥、高橋 浩一

2 欠席委員

(1) 農業委員…なし

(2) 農地利用最適化推進委員…(安塚区) 高波 澄男、(大島区) 田邊 清一の2名

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	班長	南雲 勇一	
浦川原区駐在室	副主任	江村 秀幸	
大島区駐在室	主事	中村 駿	
牧区駐在室	副主任	井田 義之	
柿崎区駐在室	室長	保倉 政博	副主任 佐野 謙一
大潟区駐在室	班長	佐藤 憲司	
頸城区駐在室	主任	小林 貴広	
吉川区駐在室	副主任	諏訪部 太	
三和区駐在室	主任	上田 良広	

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

21番 望月 博 22番 山本 誠信

(2) 審議案件

①安塚区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

- 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について
- 議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 3 号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について

②浦川原区駐在室管内分

- 議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

③大島区駐在室管内分

- 議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

④牧区駐在室管内分

- 議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑤柿崎区駐在室管内分

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
- 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について
- 議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

⑥大潟区駐在室管内分

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
- 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑦頸城区駐在室管内分

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
- 報告第 2 号 農用地利用集積計画変更について
- 議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について
- 議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

⑧吉川区駐在室管内分

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
- 議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

⑨三和区駐在室管内分

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
- 報告第 2 号 農用地利用集積計画変更について
- 議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

5 会議

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 午後1時30分</p> <p>それでは、これより令和2年度第11回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【2. 部会長あいさつ】</p> <p>会に先立ちまして、上野部会長からごあいさつをお願いいたします。</p> <p>(上野部会長あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>それでは、これより農業委員会会議規則により、上野部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】</p> <p>事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>本日は、出席委員12名、欠席委員なしであり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員17名、欠席推進委員2名です。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】</p> <p>次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>21番望月博委員、22番山本誠信委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】</p> <p>議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>ご参会の皆さんは、ご起立をお願いします。</p> <p>24番笠原浩一委員の発声をお願いします。</p> <p>(全員起立し、上越市農業委員会憲章の唱和)</p>
議 長	<p>【6. 議事】</p> <p>これより、議案等の審議に入ります。</p> <p>また、本日は午後3時30分から総会が予定されていることから、慎重なる審議の上にもスムーズな議事進行にご協力をお願いします。</p>

≪安塚区駐在室の議案≫

議 長

最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。

≪報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について≫

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室

安塚区駐在室です。よろしくお願いいたします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。

1頁をご覧ください。番号2102番から2106番の5件です。

番号2102番は借受人の労力不足のため他者へ貸し付けるものです。番号2105番と2106番は転貸契約で、所有者の要望で他者へ売却するものです。なお、これら3件については備考欄に返還後の利用計画の頁と番号を記載しましたので併せてご覧ください。次に番号2103番と2104番は借受人の労力不足のため解約し、他者へ貸し付ける予定です。現在、新たな受け手の確保を模索しており、受け手が決まり次第、上程する予定です。

なお、それまでの間、農地の管理を指導しております。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

質問がないようですので、本件を承認いたします。

≪議案第1号 農地法第3条許可申請について≫

議 長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室

議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明いたします。議案書は2頁をご覧ください。番号2101番の1件です。

申請農地、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。契約内容は売買による所有権移転です。

権利移動の事由は新潟市に在住する譲渡人が農地の処分を望んで耕作者に売買を打診しましたが、合意に至らず、近郊で耕作している今回の譲受人に相談したところ合意に至り、今回の申請となりました。報告案件で農地法第18条第6項の規定による合意解約された農地です。今後、水稻及び野菜を作付け

る予定です。

譲受人の状況につきましては、議案書の最後にお付けした調査書のとおりですが、現地確認については積雪のため、航空写真により確認しました。農地法第3条第2項各号の不許可の該当条項には該当せず、許可要件のすべてを満たしています。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

議案書は3頁をご覧ください。

1の利用権設定ですが3年を超え6年以内が4件、6年を超え10年以内が1件、計5件、借り手人数2名、貸し手人数5名です。

利用権を設定する土地は、田36筆、22,163.00㎡、畑3筆、600.00㎡で、再設定1件、新規設定が4件です。2利用権移転、3所有権移転はありません。

詳細については、4頁の番号2110番から5頁2114番までの5件を掲載いたしましたので、ご覧ください。

それでは、新規の利用権設定4件についてご説明いたします。

4頁をご覧ください。番号2111番から2113番の3件は譲渡人が自作していましたが、労力不足により地域の認定農業者に依頼するものです。なお、番号2110番から2113番は同一の借り手ですが、10a当たりの賃借料が違うのはほ場の条件が違うためです。

次に5頁番号2214番は報告案件で農地法第18条第6項の規定による合意解約された農地を地域の認定農業者に貸し付けるものです。

なお、これら 5 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 　ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 　本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成の委員は挙手）

議 長 　賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第 3 号「実質化された人・農地プラン」の案に係る意見について>

議 長 　議案第 3 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室 　議案第 3 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」ご説明いたします。議案書は 6 頁をご覧ください。実質化された人・農地プラン、番号 1 番から 12 番までの 12 件です。

対象地区 12、地区内集落は同じく 12、区域内農地 157.3ha、近い将来の農地の受け手の状況は中心経営体が 40、出し手は 30 名で 14.5ha となっています。

7 頁に地区ごとの一覧表を掲載しました。

また、本日配布しました各地区の個表も併せてご覧ください。

では、今回、実質化された人・農地プランの案の特徴的なプランについて、ご説明いたします。

7 頁をご覧ください。番号 1 番から 6 番の集落及び 9 番の芹田は小黒川沿いの平場で整備された比較的ほ場条件のよい地域であり、それ以外はそれに準じるか、山間部の未整備のほ場が多い地域であります。いずれの地域も高齢化のため農地の維持管理が厳しい状況にあります。

番号 6 番の松崎・袖山は耕地面積 16.4ha、個別経営体で集落の農地を維持してきましたが、中心経営体として農業生産法人を令和 2 年に立ち上げ、今後貸付希望のある農地については、農地中間管理機構を通して農業生産法人に農地集積を図ることとしています。

番号7番の坊金は、中心経営体として農業生産法人1、個人5名を位置付けています。農地面積は35.0ha、担い手への集積率は49.7%となっています。今後も農地中間管理機構を通して中心経営体に農地集積を図ることとしています。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

《浦川原区駐在室の議案》

議 長

次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。

＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

浦川原区
駐在室

浦川原区駐在室です。よろしく願いいたします。

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

議案書は1頁をご覧ください。1の利用権設定ですが3年以内が1件、3年を超え6年以内が3件、6年を超え10年以内が1件、計5件、借り手人数3名、貸し手人数5名です。

利用権を設定する土地は、田14筆、10,961.64㎡で、すべて再設定です。

2の利用権移転、3の所有権移転はありません。

詳細については、2頁の2503番から4頁の2507番までの5件を掲載いたしました。

なお、これら5件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいた

します。

(「ありません」の声あり)

議 長 本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長 賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議長 議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

浦川原区 議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明いたします。
駐在室 議案書は5頁をご覧ください。1権利の設定はありません。

2権利の移転は2件、借り手1名、貸し手2名、権利を移転する農地は、田8筆、7,867㎡です。

詳細については、6頁2505番、2506番の2件になります。

2件とも、旧借り手が労力不足のため契約の途中ですが、人・農地プランに登載された担い手に耕作を移転するものです。以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成委員は挙手)

議 長 賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<<大島区駐在室の議案>>

議 長 次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

大島区
駐在室

大島区駐在室です。よろしくお願いいたします。

1頁、議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。1の利用権設定の内訳は、6年を超え10年以内が1件で合計1件です。借り手1名、貸し手1名で利用権を設定する土地は、田3筆2,444㎡で、新規1件のみです。2利用権移転、3所有権移転はありません。

新規の利用権設定についてご説明いたします。2頁の番号2907番について、譲渡人が大島区外在住で効率的な耕作を行うことができないため、貸付けるものです。

なお、これら1件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<牧区駐在室の議案>

議 長

次は牧区駐在室管内分の案件を審議します。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」審議いたしますが、2頁、番号3307番は、長瀬委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により長瀬委員の一時退席を願います。

(長瀬委員退席)

議 長 それでは、番号 3307 番の長瀬委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。

牧区 議案 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」長瀬委員の関連する
駐在室 案件について説明いたします。議案書は 1 頁をご覧ください。

1 利用権設定の内訳は、期間 3 年以内 1 件、借り手、貸し手共に 1 名です。利用権を設定する土地は田 5 筆、688 m²で新規設定が 1 件です。2 利用権移転、3 所有権移転はございません。詳細は 2 頁に掲載いたしましたのでご覧ください。

それでは、新規案件の説明をいたします。2 頁、3307 番はこれまで貸し手が自作していた農地を、高齢による経営縮小により、認定農業者である長瀬委員に貸し付けるもので耕作利便が良くないことから協議の上、使用貸借料を 0 円としました。

なお、この 1 件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長 賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

(長瀬委員復席)

議 長 続きまして、長瀬委員関連以外の案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

牧 区 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」長瀬委員関連以外
駐在室 の案件を説明いたします。

1 頁をご覧ください。1 の利用権設定の内訳は、期間 3 年以内が長瀬委員の

関連案件を除いて1件、3年を超え6年以内が2件、6年を超え10年以内が7件で計10件で、借り手人数5名、貸し手人数10名です。

利用権を設定する土地は、田43筆9,860.77㎡、畑1筆59㎡で再設定2件、新規設定8件です。2の利用権移転、3の所有権移転はありません。

詳細については、2頁3308番から4頁3317番の10件を掲載しましたのでご覧ください。

それでは、新規の利用権設定8件について説明いたします。

3頁、3309番はこれまで自作していましたが、高齢による経営規模縮小により法人に貸し付けるものです。

4頁、3311番は貸し手の労力不足により、新たに農地中間管理機構へ貸し付けるものです。3312番から3317番は農地の集約を図るため、地域の認定農業者に貸し付けるもので、契約期間については、他の契約と終期を合わせるための期間となっております。

これら10件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

《柿崎区駐在室の議案》

議 長

次は柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞

議 長

次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

柿崎区

柿崎区駐在室です。よろしくお願いいたします。

駐在室

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」を

ご報告いたします。

1 頁番号 3705 番の 1 件です。農業経営基盤強化促進法による貸借です。貸人の要望により解約し、貸人が自ら耕作するものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件について、承認いたします。

<議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について>

議 長

議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明いたします。議案書は 2 頁をご覧ください。番号 3701 番の 1 件です。

今回の申請は、譲渡人が新潟市に転出する事で離農することになるため、農地の処分について近隣の譲渡人に相談して贈与という形で話がまとまり、このほど贈与による所有権移転を行うことになったものです。

譲受人の状況については、議案書の最後にお付けした調査書のとおりであり、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の該当条項には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件のすべてを満たしています。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求

柿崎区
駐在室

めます。

議案 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。議案書は 3 頁をご覧ください。

1 の利用権設定の内訳は、3 年以内が 19 件、3 年を超え 6 年以内が 6 件、6 年を超え 10 年以内が 21 件、10 年超が 1 件で合計 47 件、借り手人数 15 名、貸し手人数 45 名です。

利用権を設定する土地は、田 87 筆 142,969 m²、畑 2 筆 606 m²、再設定が 46 件、新規設定は 1 件です。

次に、2 の利用権移転、3 の所有権移転は、ございません。

詳細については、4 頁の 3743 番から 11 頁 3789 番までの 47 件を掲載いたしましたので、ご覧ください。

新規の利用権設定 1 件の説明をいたします。

7 頁、番号 3767 番は地主が自作していましたが、労力不足のため近隣で耕作している譲受人に貸し付けるものです。

なお、これら 47 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

12 頁、議案第 3 号、「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明いたします。

1 権利の設定、5 年以上 10 年以内が 1 件、10 年超が 3 件で合計 4 件、借り

手人数は4名です。

権利を設定する土地は田21筆21,414㎡、畑5筆5,026㎡で、新規4件になります。

次に2権利の移転ですが、件数6件、借り手人数2名、貸し手人数2名、権利を移転する土地は、田26筆57,832㎡です。

詳細については、13頁3701番から15頁3710番の10件になります。

この10件は、全て人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成委員は挙手)

議長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

議長

《大潟区駐在室の議案》

次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。

議長

<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

大潟区駐在室です。よろしくお願いたします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。

議案書は1頁をご覧ください。番号4601番から4頁4624番までの24件は、本年2月1日に設立された法人の構成員5名が、これまで利用権を設定し、賃借していた農地を法人に引き継ぐための合意解約です。番号4603番と4624番を除く22件は、農地中間管理機構を通して法人と利用権を設定する予定であり、今後、本部会に農用地利用配分計画案としてお諮りする予定であります。番号4603番と4624番は相対契約により法人と利用権を設定するための合意解約ですが、この2件を相対契約とする理由は関連議案である12頁の議

案番号 4601 番及び 13 頁の議案番号 4602 番でご説明いたします。4 頁の議案番号 4625 番と 4626 番は 3 条で賃借権を設定していた耕作者が後継者である子に経営を移譲するための合意解約です。以上です。

議 長

ただいまの事務局の説明についてご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件は承認いたします。

<報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について>

議 長

報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。

大湊区
駐在室

報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。

議案書は 5 頁をご覧ください。

議案番号 4601 番は上小船津浜地内の登記簿地目「畑」、面積 546 m²を一般個人住宅として利用するため、所有者である父親と娘夫妻が使用貸借権を設定するものです。位置図は 6 頁をご覧ください。

次に、議案番号 4602 番は渋柿浜地内の登記簿地目「畑」、面積 439 m²を一般個人住宅として利用するため売買するものです。位置図は 7 頁をご覧ください。

次に、議案番号 4603 番は土底浜地内の登記簿地目「畑」、面積 308 m²を一般個人住宅として利用するため、所有者である母親と娘夫妻が使用貸借権を設定するものです。位置図は 8 頁をご覧ください。

次に、議案番号 4604 番は土底浜地内の登記簿地目「畑」、面積 184 m²を一般個人住宅として利用するため売買するものです。位置図は 9 頁をご覧ください。

最後に、議案番号 4605 番は下小船津浜地内の登記簿地目「畑」、面積 206 m²を一般個人住宅として利用するため売買するものです。位置図は 10 頁をご覧ください。以上です。

議 長

ただ今の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等ないようですので、本件について承認します。

<議案第 1 号 上越市農用地利用集積画の決定について>

議 長

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

議案書は 11 頁をご覧ください。1 の利用権設定の内訳は 3 年以内が 1 件、3 年を超え 6 年以内が 1 件、6 年を超え 10 年以内が 3 件の合計 5 件、借り手人数 3 名、貸し手人数 5 名です。利用権を設定する土地は田が 6 筆 11,463 m²、畑が 1 筆 879 m²ですべて新規設定です。2 の利用権移転は 1 件で借り手人数 1 名、貸し手人数 1 名です。利用権を移転する土地は田が 25 筆、57,560 m²です。3 の所有権移転はありません。

それでは 1 の利用権設定の新規の案件についてご説明します。議案書は 12 頁をご覧ください。番号 4601 番は議案書 4 頁「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約」の番号 4624 番で合意解約された関連案件です。これまで他の耕作者と利用権を設定していましたが、耕作者が新たに設立された法人の構成員となったため、その法人と利用権を設定するものです。次に、議案書は 13 頁をご覧ください。議案番号 4602 番は前頁の議案番号 4601 番と同様に新たに設立された法人と利用権を設定するものです。これら 2 件の案件は、新たな法人設立に伴い、令和 2 年度中に県の「農業経営法人化等支援補助金」を受けるため、相対契約により契約実績を作るものです。

次に、議案書は 14 頁をご覧ください。議案番号 4603 番と 4604 番は議案書 4 頁の「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約」の番号 4625 番と 4626 番の関連案件で、前耕作者である父から経営の移譲を受けるための新規設定です。議案番号 4605 番はこれまで貸人と前耕作者である父との間で利用権設定していた「田」1 筆について、利用権期間満了から 1 年以上経過したため、父から経営移譲を受ける借り人と新規で利用権設定するものです。

次に 2 の利用権移転の案件です。15 頁、議案番号 4606 番の 1 件です。譲渡人は後継者である譲受人に経営を移譲するための移転です。

これら、6 件の案件は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいた

します。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の決定を市長へ要請することといたします。

≪頸城区駐在室の議案≫

議 長

次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。

<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

頸城区駐在室です。よろしくお願いたします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は1頁をご覧ください。番号5302番の1件です。

契約内容は、農業経営基盤強化促進法第18条による賃貸借で、「合意解約の事由」は転用のため、「返還後の利用計画」も同様に転用のためです。備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

質問がないようですので、本件を承認いたします。

<報告第2号 農用地利用集積計画変更について>

議 長

報告第2号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

報告第2号「農用地利用集積計画変更について」ご報告いたします。

議案書は2頁をご覧ください。番号5301番の1件です。いずれも小作料の見直しによる額の変更であります。小作料以外の変更事項はありません。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について>

議 長

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」ご説明いたします。

議案書は3頁をご覧ください。番号5309番の1件です。

申請農地は、頸城区榎井字島畑地内の登記簿地目「田」3筆855㎡、「畑」2筆46.85㎡計901.85㎡です。お手元の議案書の地積は、現況地目による区分のため5筆全て「畑：901.85㎡」と表示されておりますのでご注意ください。

譲受人は平成25年3月に法人化され、現在、水稻を中心とした約30haの農業経営を営んでおりますが、農地集積・集約化に伴う規模拡大とさらなる基盤強化を図るため、既存の農作業所を取壊し、農業用施設を新設するものです。

農地区分は、おおむね10ha以上の広がりのある農地であることから、第1種農地(原則不許可)に該当いたしますが、転用目的の「農業用施設」は「例外許可」という例外規定に該当するものであります。

5頁の土地利用計画図をご覧ください。既存の「農作業所A」と新設する「農業用施設」合わせて2棟、建築面積は383.23㎡で、建蔽率は39.96%、工期は許可日から令和3年12月31日までございます。当該転用に際し、雨水排水は地下浸透であり周辺農地に影響を及ぼすおそれはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。

また、当該転用に関し詳細調査をいたしましたところ、これまで使用されてまいりました既存の「農作業所A」と「農作業所」は転用許可を得ず建築されたものと判明したことから、今般の上程内容は、新設する農業用施設と同時に、既に一体利用している底地5筆についても新たに許可申請すること、これまでの顛末も報告済みであることを補足いたします。(※2321番は登記地目：雑種地、現況地目：宅地であるため農地法適用外)

4頁に位置図を添付しましたのでご覧ください。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

議案書は 6 頁をご覧ください。1 の利用権設定の内訳は、3 年を超え 6 年以内が 6 件、6 年を超え 10 年以内が 17 件の計 23 件で、借り手人数は 13 名、貸し手人数は 23 名です。利用権を設定する土地は、地目が「田」で 55 筆 153,789 m²、「畑」が 2 筆 1,287 m²で再設定 22 件、新規設定 1 件です。

次に 2 の利用権移転です。件数は 5 件、借り手人数は 1 名、貸し手人数は 1 名です。利用権を移転する土地は、地目が「田」で 8 筆 19,790 m²です。

3 の所有権移転です。件数は 1 件、買い手人数は 1 名、売り手人数は 1 名、所有権を移転する土地は、地目が「田」で 1 筆 431 m²です。

はじめに 3 の所有権移転の明細についてご説明いたします。

議案書は 7 頁をご覧ください。番号 5333 番の 1 件です。

これまで譲渡人と譲受人との間で利用権設定していた「田」1 筆について、譲渡人の資産整理の観点から、譲受人に売却・所有権移転するものです。対価額ならびに 10a 当の単価は、双方協議により設定したものです。

次に新規の利用権設定 1 件についてご説明いたします。

議案書は 11 頁番号 5327 番です。これまで自作地であった「田」2 筆について、貸人の要望により新たに地元の認定農業者との間で 10a 当り 12 千円、期間 10 年の相対契約を締結するものです。

次に利用権移転の明細についてご説明します。議案書は 12 頁、番号 5328 番から 5332 番までの 5 件です。譲渡人から譲受人に農業経営を後継者移譲することに伴い利用権を移転するものです。なお譲渡人と譲受人は親子であります。

これら 29 件の案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。

議案書は 13 頁をご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の決定に基づき、市長名をもって協議のあった農用地利用配分計画案について、農業委員会に対し意見を求めるものです。

1 の権利の設定の内訳は、5 年以上 10 年以内が 2 件、10 年を超えるものが 1 件 計 3 件で、借り手人数は 3 名です。権利を設定する土地は、地目が「田」で 15 筆 35,853 ㎡、新規設定 3 件です。2 権利の移転はございません。

議案書 14 頁、15 頁をご覧ください。

番号 5303 番、5304 番、5305 番の 3 件です。地域の担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるもので賃借料、内容についてはご覧のとおりです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<<吉川区駐在室の議案>>

議 長

次は吉川区駐在室管内分の案件を審議します。

<報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について>

議 長

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

吉川区

吉川区駐在室です。よろしくお願いいたします。

駐在室

議案説明に入ります前に、1 か所議案の訂正をお願いいたします。

5 頁 6262 番、土地の所在「吉川区小苗代字下道 1493」とありますが、本番に枝番が付くことから「吉川区小苗代字下道 1493-1」と「ハイフン 1」を追記くださるようお願いいたします。申し訳ありません。

それでは、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」をご報告いたします。

1 頁 6201 番から 3 頁 6215 番までの 15 件です。

まず、6201 番ですが、当該地は基盤強化促進法により利用権設定がされておりましたが、耕作不便のため、作付け期間 1 年を残し合意解約されるもので、解約後は別の認定農業者が耕作することで既に話がまとまっております。しかし、契約書類の提出が間に合っておらず、提出は来月となる見込みです。

次に 6202 番ですが、こちらも基盤強化促進法による契約です。今回同一所有者の他の耕地を契約するにあたり、現契約を一旦解約し、統一した契約内容で農地中間機構から借り受けたいとの借人の要望により、本合意解約通知が提出されました。返還後は、所有者から農地中間管理機構への貸し付けを後段の「農用地利用集積計画の決定について」でご審議いただきます。関連案件の頁、番号を備考欄に記載しましたので、ご覧ください。

また、6203 番から 6207 番及び 2 頁 6209 番、6210 番の解約事由は「借人の要望」となっていますが、現借人が本年 2 月新規設立された農業生産法人の構成員として今後耕作をしていくことから借人の要望、「他者へ貸付予定」とは、この新設法人へ貸付予定ということでありまして、現実的には農地中間管理機構を通して、農業生産法人へ利用権を引き継ぐために個人間の契約を解約するというものです。

なお、2 頁の 6208 番は、この一連の解約中であって、相対契約により法人と利用権を設定するための合意解約になり、相対契約とする理由は備考欄に記載いたしました 9 頁の番号 6239 でご説明いたします。

2 頁 6211 番から 3 頁 6215 番までの 5 件は地区の中核的な担い手であった借受人ですが、年齢的に高齢となり労力不足から離農を決意され、借入地を地権者にお返しすることで合意したものです。なお、その後の耕作者も決まってお聞きしていますが、書類提出が間に合わなかったため、来月の部会に利用権設定を上程し、ご審議いただく予定です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件について、承認いたします。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。
議案書は4頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、期間3年以内が10件、3年を超え6年以内が12件、6年を超え10年以内が13件、10年超が1件で合計36件、借り手23名、貸し手33名で、利用権を設定する土地は、田が135筆149,760㎡、畑が22筆8,502㎡。再設定23件、新規13件です。

2の利用権移転は8件、借り手1名、貸し手1名、移転する土地は田49筆55,083㎡です。

3の所有権移転は1件、買い手1名、売り手1名、所有権を移転する土地は田4筆4,049㎡です。

詳細は、5頁の6262番及び6頁6218番から14頁6261番までの45件を掲載いたしましたので、ご覧ください。

まず、3所有権移転からご説明いたします。議案書は5頁、6262番の1件です。当該農地の譲渡人は地元にはいないため、資産整理の観点から耕作者に買取り協議をしたところ合意を得られず、その後、譲受人との間で売買による所有権移転の話がまとまりました。譲受人は頸城区から通勤耕作とはなりますが、既に同集落に自ら所有する農地もあり、同地区での人・農地プランの中心経営体として精力的に農業経営を展開しております。

次に、利用権設定の新規案件の説明をいたします。

6頁の番号6223番、8頁6232番は、圃場整備の換地後、農地集約を図るため地域の担い手に貸し付けるものです。

8頁6230番は、以前より経営基盤強化促進法で賃貸借契約を設定しておりましたが、期間満了から日が空いたことから新規扱いとなったもので、実質の再設定案件であります。

次に6233番は、従来、隣接集落の農業生産法人が耕作しておりましたが、法人では他集落の耕地は徐々に耕作を手控える方針であり、利用権の満了を機

に同集落の認定農業者に耕作を移すものです。

また、6234 番は「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約」の 6202 番でご報告した関連案件となります。解約された 2 筆と 12 月に解約をご報告した 1 筆を合わせた 3 筆を農地中間管理機構へ貸し付けるものです。なお、来月にはこの農地の配分計画をご審議いただく予定であります。

次に 9 頁 6239 番ですが「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約」の 6208 番の関連案件です。耕作者が新たに本年 2 月に認定された法人の構成員となったため、その法人と利用権を設定するものです。新たな法人設立に伴い、令和 2 年度中に県の「農業経営法人化等支援補助金」を受けるため、相對契約により契約実績を作るため、農地中間管理機構を介さずに今月相對の契約を上程するものです。

次に 10 頁 6240 番です。先の 6223 番、6232 番同様、圃場整備の換地登記が完了したことに伴い、個人名義の土地を同人が代表を務める農業生産法人に無償で貸し付けるものです。

6243 番は農業者年金の経営移讓年金を受給している讓渡人ですが、当初後継者に指定して経営移讓した長男から、同居する次男に後継者を変更することで農地の返還を受けましたので、次男に無償で貸し付けするものです。なお、後継者を変更するわけですので、この他の長男が他者から借り受けている農地は同じく次男へ利用権を移転することとなり、この後の「2 利用権移転」でご説明申し上げます。

また、6244 番は前件との関連案件で、長男自らの所有名義の土地を、新たな経営主となる次男に無償で貸し付けるものです。

11 頁 6247 番、6248 番は、以前より経営基盤強化促進法で賃貸借契約を設定しておりましたが、期間満了から日が空いたことから新規扱いとなったもので、実質的には再設定案件であります。

6250 番は、所有権移転との関連案件で、個人名義で所有権を取得した土地を、同人が代表を務める法人に利用権を設定するものです。

12 頁 6253 番は、自作していた農地を農林公社へ貸し付けて離農するものです。賃借料が無償となっておりますが、これは離農するにあたり、条件の悪い農地も含めて管理を引き受けてもらうことから、使用貸借で合意したとのことであります。

次に 13 頁、利用権移転についてご説明いたします。

6254 番から 14 頁 6261 番までの 8 件です。前段の利用権設定の中でご説明いたしました経営移讓年金絡みであり、後継の経営主を長男から次男に変更するため、8 名の所有者からの借り受け地を移転するものです。

以上、これら 45 件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。議案書は15頁をご覧ください。

1 権利の設定は、期間5年以上10年以内の1件、10年を超が1件、合計2件、借り手人数2名、権利を設定する土地は田16筆、16,251㎡の新規2件です。

2 権利の移転はありません。

詳細は16頁6203番、17頁6204番に記載しましたのでご覧ください。

この2件は、いずれも人・農地プランに登載された担い手が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

ご意見、ご質問がないようなので、本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

《三和区駐在室の議案》

議 長

次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

三和区駐在室です。よろしくお願いいたします。

1頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」説明いたします。

議案書は1頁をご覧ください。番号8601番の1件です。

契約内容は、農業経営基盤強化促進法第18条に基づく賃貸借契約です。合意解約の事由は、農地集約のための解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付です。また、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

＜報告第2号 農用地利用集積計画変更について＞

議 長

報告第2号「農用地利用集積計画変更について」審議いたします。事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

報告第2号「農用地利用集積計画変更について」説明いたします。

議案書は2頁8601番から5頁8622番までの22件です。いずれも小作料の見直しによる額の変更です。小作料以外の変更事項はありません。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めますが、8頁、番号8603番の1件は、竹原委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により竹原委員の一時退席を願います。

(竹原委員退席)

議 長

それでは、番号8603番の1件、竹原委員に関連する案件について事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」竹原委員に関連する案件について、議案書6頁をもとに説明いたします。

1の利用権設定の内訳は、6年を超え10年以内が1件、借り手人数1名、貸し手人数1名です。利用権を設定する土地は、田が4筆12,250㎡、再設定1件です。2の利用権移転、3の所有権移転はありません。

詳細については、8頁8603番に掲載しましたので、ご覧ください。

なお、この1件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、番号8603番の1件は原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、番号8603番の1件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

(竹原委員復席)

議 長

続きます。竹原委員関連以外の案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」竹原委員関連以外の案件について説明いたします。

議案書は6頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、3年を超え6年以内が1件、6年を超え10年以内が竹原委員の関連案件を除いて2件、10年を超えるものが2件で計5件、借り手人数4名、貸し手人数5名です。

利用権を設定する土地は、地目が田10筆43,825㎡、再設定2件、新規設定3件です。

2の利用権移転1件の内訳は、借り手人数1名、貸し手人数1名、利用権を移転する土地は、田が1筆850㎡です。

3の所有権移転はありません。

詳細については、7頁8601番から8頁8602番、8604番の3件、9頁8605番から10頁8607番までの3件、計6件を掲載しましたので、ご覧ください。

それでは、新規の利用権設定3件について説明いたします。

議案書は8頁、8604番、9頁、8605番、8606番の3件をご覧ください。

8頁、8604番の1件は、これまで貸人と借人との間で利用権設定されていた農地を、農地集約のため合意解約し、地域の担い手へ貸し付けるものです。合意解約については、1頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」で報告案件として説明いたしました。

9頁、8605番、8606番の2件は、これまで貸人が自作されていた農地を、農地中間管理機構へ貸し付けるものです。

次に利用権移転1件について説明いたします。

議案書は10頁、8607番をご覧ください。

8607番の1件は、旧借手が労力不足により経営規模を縮小することから、これまでの借手から地域の認定農業者へ利用権を移転するものです。

なお、これら6件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明いたします。議案書は11頁から12頁をご覧ください。

権利の移転について、議案書11頁をもとに説明いたします。

1の権利の設定はありません。2の権利の移転について、期間は4年を超えるものが1件、借り手1名、貸し手1名、権利を移転する土地は、田が2筆9,155㎡です。

詳細については、12頁8602番に掲載しましたので、ご覧ください。

この1件は、人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

議 長

以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。

議 長

【7. 閉会】

本日の令和2年度第11回第二農地部会定例会を終了いたします。

午後2時44分終了